

○ 請願・陳情の締切日の見直しについて

請願・陳情処理要綱新旧対照表（案）

新（改正案）	旧（現 行）
<p>（委員会付託）</p> <p>10 議長は、受理した請願及び陳情をすみやかに所管委員会に付託する。ただし、<u>会期中</u>に受理した請願及び陳情は次会期に付託する。</p> <p>11 前項の場合において、訳文が添付されていない点字による請願及び陳情を受理したときは、同項中「<u>会期中</u>」とあるのは「<u>招集告示日の翌日から会期最終日</u>」とする。</p>	<p>（委員会付託）</p> <p>10 議長は、受理した請願及び陳情をすみやかに所管委員会に付託する。ただし、<u>会期最終日及びその前5日間（当初予算（暫定予算を除く。）及び決算を審議する議会においては、その前7日間とする。市の休日は算入しない。）</u>に受理した請願及び陳情は次会期に付託する。</p> <p>11 前項の場合において、訳文が添付されていない点字による請願及び陳情を受理したときは、同項中「<u>その前5日間</u>」とあるのは「<u>その前9日間</u>」とし、「<u>その前7日間</u>」とあるのは「<u>その前11日間</u>」とする。</p>